

## 平成 30 年度 岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会 議事録

(開催日時) 平成 31 年 2 月 1 日 (金) 13 時 30 分～15 時 30 分

(開催場所) 岩手県民会館 4 階第 2 会議室 (盛岡市内丸 13-1)

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 会長及び副会長選出
- 5 議 事
  - (1) ひとにやさしいまちづくり条例・推進指針について (報告)
  - (2) ひとにやさしいまちづくり推進指針に関連する事業の取組状況について (報告)
  - (3) 平成 31 年度のひとにやさしいまちづくりの取組 (案) について (協議)
  - (4) その他
- 6 その他
- 7 閉 会

[出席委員 (敬称略、五十音順) 30 名中 23 名出席 (欠席 7 名)]

赤坂 栄里子	一般社団法人岩手県歯科医師会理事
伊藤 昇	一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会 会長 (代理出席 常務理事兼事務局長 小林 繁春 )
及川 清隆	社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会理事長
大信田 康統	一般社団法人アースメイト 副代表
太田代 洋一郎	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 専務理事
岡 正彦	東北福祉大学総合マネジメント学部教授
小笠原 純子	公募委員
加藤 隆男	岩手県ボランティア団体連絡協議会会長
加藤 秀行	雫石町地域整備課長
狩野 徹	岩手県立大学社会福祉学部教授 (副学長)
佐々木 祐子	岩手県商工会議所連合会女性会会長
高木 正基	一般社団法人岩手県 P T A 連合会 副会長
高橋 修	特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会 理事長
高橋 幸子	一般社団法人岩手県聴覚障害者協会事務局長
高橋 智	社会福祉法人岩手県身体障害者福祉協会理事
高橋 勉	公益財団法人岩手県観光協会 専務理事兼事務局長
竹田 美代子	公募委員
千葉 則子	岩手県ホームヘルパー協会会長
中嶋 良彦	宮古市保健福祉部長
畠山 智禎	公益財団法人岩手県国際交流協会 副理事長
山下 梓	弘前大学男女共同参画推進室 助教
吉本 博之	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 総務部企画室長 (代理出席 副課長 高橋道博)
若林 みどり	認定特定非営利活動法人いわて子育てネット理事

[県側出席者]

(事務局)

八重樫 幸治	保健福祉部長
菊池 優幸	保健福祉部地域福祉課総括課長
阿部 真治	保健福祉部地域福祉課生活福祉担当課長
浅沼 修	保健福祉部地域福祉課主任主査
山本 美香	保健福祉部地域福祉課主査

(関係室課)

大坊 真紀子	保健福祉部障がい保健福祉課障がい福祉担当課長
大下 祐輔	保健福祉部健康国保課主事
福田 洸希	政策地域部交通政策室主事
東城 直貴	県土整備部道路環境課主査
嶋田 英人	県土整備部建築住宅課主任主査
高橋 清	県土整備部建築住宅課主任主査
小原 茂樹	県土整備部建築住宅課技師

## 1 開会

(地域福祉課 阿部生活福祉担当課長)

事務局の阿部と申します。

本日は、委員改選後第1回の協議会であることから、会長選出までの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから、「平成30年度岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会」を開催いたします。

本日は30名中23人の方に御出席いただき、過半数に達しておりますので、ひとにやさしいまちづくり条例第38条第2項の規定により、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

なお、会議は公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして八重樫岩手県保健福祉部長から御挨拶申しあげます。

## 2 挨拶

(八重樫部長)

県の保健福祉部長の八重樫でございます。

平成30年度岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会の開会に当たり、挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、平素からひとにやさしいまちづくりの推進に御協力いただき、深く感謝を申し上げます。

本協議会は、ひとにやさしいまちづくりの推進に関し調査審議するため、知事の諮問機関として設置しているものでありません。

昨年8月1日付けで委員を改選してございますが、皆様には委員就任を御快諾いただきました。重ねて感謝申し上げますとともに、ひとにやさしいまちづくりの推進に向けて、お力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、県では、ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定し、誰もが安心して暮らしやすいまちづくりの推進に向け、ハードとソフトの両面から取組を進めているところです。

こうした中で、近年、人口減少や少子・高齢化、国際化の一層の進展、東日本大震災津波からの復興の推進など、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く状況は変化しております。

また、今年、本県で開催されますラグビーワールドカップ2019、さらには2020年東京オリンピ

ック・パラリンピックも控え、国内外の多様な方々の交流が見込まれているところであり、こうした状況の変化に対応した取組が求められています。

本日の協議会では、ひとにやさしいまちづくりのこれまでの主な取組状況を報告いたしますとともに、来年度の主な取組について、推進指針の見直しを含め、御協議いただきたいと考えております。

本日は限られた時間ではありますが、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

### 3 委員紹介

(地域福祉課 阿部生活福祉担当課長)

では、続きまして、本日の出席委員の方々を御紹介いたします。

便宜上、本日お配りしました出席者名簿の順に私の方から御紹介させていただきます。

【名簿に沿って紹介】

### 4 会長及び副会長選出

(地域福祉課 阿部生活福祉担当課長)

次に、会長、副会長の選出に入りたいと思います。

当協議会におきましては、条例第 37 条第 1 項の規定によりまして、会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選とされております。

皆様の特に御意見が無ければ、事務局案の御提案させていただきたいと考えていますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、事務局から御提案させていただきます。前回に引き続きまして、会長は、狩野委員、副会長は大信田委員にお願いしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは、会長には狩野委員、副会長には大信田委員ということで決定させていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

### 5 議事

(地域福祉課阿部生活福祉担当課長)

それでは、これ以降の進行につきましては、条例第 37 条 2 項の規定によりまして、会長が会議の議長になることとされておりますので、狩野会長には議長席の方に御移動の上、以降の進行につきましてよろしく願いいたします。

(狩野会長)

ただいま会長に選出していただきました狩野です。引き続き頑張らせていただきますので、委員の皆様方の御協力をよろしく願いいたします。

では、時間も限られていますので、早速、議事の方に入らせていただきます。まず(1)ひとにやさしいまちづくり条例・推進指針について、事務局の方から説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局(地域福祉課浅沼主任主査)から資料1に基づき説明】

(狩野会長)

ただいま説明がありました(1)の事項について、御質問や御意見ありましたらお願いします。

いかがでしょうか。いままでやってきたことの確認ということになります。よろしいでしょうか。

(山下委員)

弘前大学の山下と申します。新任のため認識不足のところがあると思いますが、御容赦いただきたいということをお断りしたうえで発言させていただきます。

条例の2条の1に、ひとにやさしいまちづくりの定義があって、その中に障がい、年齢ということと性別とあるのですが、この第4期の推進指針が定まっています、これから改訂するというのを踏まえたいという説明だと思いますが、この性別、ジェンダーの視点から、概要の資料は、それが捉えられていないのではないかと思います。

概要資料の2の3の国際化の進展というところで、国際化の進展ということだと、例えば国連で採択されたSDGsにも、5つ目にジェンダー平等ということが入っています。これもグローバルスタンダードですので、この点が現在欠けているというか、改善の余地があるのではないかと御説明を伺って思いましたので、これから指針改訂に向けて御考慮いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(狩野会長)

ありがとうございました。確かに、ここ数年ですごく時代が変わってきて、委員になっていただいたものと思ひます。事務局の方、今の事についていかがでしょうか。

(地域福祉課菊池総括課長)

御意見ありがとうございました。先ほど、こちらの方から話をさせていただいたとおり、来年度、指針の改訂を行うこととなっております。委員の方からお話のあったとおり、5年間でだいぶ環境が変わってきておりますので、そういったところも重要な見直し視点ということで、考えていきたいと思ひます。今日の次第のなかで、次回の指針の見直しのポイントについて、改めて御意見を伺いたいと思ひます。ありがとうございました。

(狩野会長)

よろしいでしょうか。これからは是非積極的にお願いします。あといかかでしょうか。では、次に進めさせていただきます。

続けて(2)ひとにやさしいまちづくり推進指針に関連する取組状況について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局（地域福祉課山本主査）から資料2-1、資料2-2に基づき説明】**

(狩野会長)

ありがとうございました。打ち合わせの時も確認しているのですけれども、資料2-2でひとにやさしいまちづくりの県民認知割合10ポイント下がっている。これについて、原因が分かっているということで、補足の説明をした方がいいかと思ひますのでお願いします。

(地域福祉課山本主査)

ひとにやさしいまちづくりの県民認知割合でございますけれども、こちらについては、県のモニターアンケートということで、200名程度の協力をいただいている方々に対して、アンケートを実施しております。2年ごとに交代してございまして、今回調査を受けていただいた方々は、初めて、1年目の方々となります。

去年受けていない方々がこのアンケートを受けましたので、初めて「ユニバーサルデザイン」という言葉を聞いた方が増えているのが一つの要因と、あと設問の部分について、「以前から知っていて理解している」という部分について、前回から変更し、聞いたために、ハードルが上がってし

まったという点があります。今まで「知っているかどうか」という柔らかい聞き方をしていましたが、「以前から知っていて理解している」と聞いてしまったことで、ハードルが上がってしまったかなということで、認知割合が下がってしまったかと考えています。

(狩野委員)

ありがとうございました。補足説明していただきました。今の説明について、資料2-1、資料2-2について、今の説明について御質問・御意見がある方はよろしくお願いします。

(畠山委員)

国際交流協会でございます。外国人の対応ということで、確認・要望を兼ねて申し上げたいと思います。5ページの2番の(6)観光地①ということで、観光協会さんの方も関りがあるのかもしれませんが、私どもは関係団体からお話を伺う際に、バスの外国語表記が足りないという話をいただいています。今日は残念ながら、バス協会さんは御欠席ということで、いつかお会いするときにお願ひしたいとも考えていますが、外国語表記21件、取組予定14件となっていますが、バスはどうなっているのか。もし入っていないというなら、是非、何とか、何らかの形で進むように、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(狩野会長)

事務局、車両についてですが、いかがでしょう。

(阿部生活福祉担当課長)

事務局から補足ですけども、この事業、商工労働観光部観光課の所管となっております。県庁内でも、横の連携しながら取り組んでおりましたので、所管の観光課にこのような話があったとお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

(狩野会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは高橋委員どうぞ。

(高橋(修)委員)

岩福連の高橋でございます。資料の2-1の5ページ目、住宅のところになりますが、④の高齢者、障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助というのがあります。その中で、事業概要を見ますと、要援護高齢者及び重度身体障がい者の在宅での援助となっており、重度身体障がい者とありますが、身体障がい者に限定しているのは何なのかと思いました。

例えば精神の方でも重度の精神障がい者がいるわけですがけれども、大変住宅に困ってしまして、家を替えざるを得ない、周辺からうるさいと言われ、住みにくいという状態があるわけで、住宅についても考えなきゃいけないところがあると思うのですが、重度身体障がい者に限定しているわけは何なのでしょう。

(狩野会長)

ありがとうございました。事務局。

(地域福祉課山本主査)

地域福祉課の山本です。こちらの事業については、高齢者について説明させていただきますと、要介護高齢者の方々の住宅改修介護保険の住宅改修の上乗せについて補助する事業になってございます。身体障がい者の方々についても対象としているところですが、どのように対象としているか、今回分かる資料について用意していない状態でございます。精神障がい者の方々については対象とはなっていないところで、身体障がい者の方々でどのような方々が対象としていたか、確認したい

と考えています。

(障がい保健福祉課大坊障がい福祉担当課長)

障がい保健福祉課の大坊と申しますけれども、重度身体障がい者につきましても、日常生活用具給付などで住宅改修という補助のようなものが介護と同様にございまして、その関係で重度の身体障がいの方が住むための住宅改修に対する補助となっているのではないかと認識しています。

(狩野会長)

おそらくですね、もともと他の事業のなかで、住宅改修など日常生活の給付などに上乘せしている枠があるので、物理的な改善というところで、上乘せしていることで解釈してよろしいでしょうか。たぶん精神障がいの住宅の対応とか施策は、別にあると思うのですが。

(障がい保健福祉課大坊障がい福祉担当課長)

そうですね、ハード面での手すりを付けたり、そういった改修が対象ということで、身体障がいの方となっています。

(狩野会長)

先ほどいただきました、住宅が借りられないなどということについては、また別な支援があると思うのですが、たぶんその枠が違っているので、資料では、こういう表現になっているのかと思います。今の答えに対し確認したいことがあると思うのですが、いかがでしょうか。

(高橋(修)委員)

発言させていただきますが、いわゆる高齢者の手すりとか、身体障がい者の方についてもその通りだと思います。それはそれで大事な部分だと思います。私もいつそのようになるか、分からないですし、その時はお世話になるわけですし。

先ほどおっしゃっていましたが、精神障がい者の方々が、住んでいるとうるさいとか、特にいわゆる集合住宅などに住んでいる場合に、上の方からドンドン叩か叩かれてうるさいなど、苦情があったときに、住まいを転々と替えざるを得ないという実態があるんです。

担当課の方ではお分かりだと思いますが。そういう人たちに対する、高齢者と同じような手すりではないわけですが、防音のための改装などが必要ではないのかと。

今すぐそれをどうこうというわけではなくて、31年度に向けて指針を見直すと、こういうことありますから、精神障がい者の住環境の実態の調査を実施したらいかがでしょうか。そして、その調査に基づいて、何をどのように推進事業費補助をすればよいのかという方向性も見えてくるのではないのでしょうか。

実態を、お互いに分からないと、どういう事業を作ればよいか分からないと思うので、やっぱりアンケート調査などをやって、精神障がい者の住環境はどうなのかと、転々とせざるを得ない状態をどうすればよいのか、調べて今後の施策に活かしてほしいという思いでいます。

(狩野会長)

ありがとうございます。御意見ということでしょけれども、いかがでしょうか。

(障がい保健福祉課大坊障がい福祉担当課長)

御意見ありがとうございます。長寿社会課の方で所管している事業でありますので、今いただいたご意見をお伝えしまして、今後検討したいと思います。

(狩野会長)

わかりました。よろしいでしょうか。あとはいかがでしょうか。

(竹田委員)

今日はお忙しい中、ありがとうございます。委員になって4期目なんですけれども、まず、一つは、先週、駅の方でたまたま通りかかったときに、軽トラックが駅の周辺で、「自転車を置かないください」というアナウンスしていたんですね。何年か前に、協議会で駅前に自転車が放置されていて、目が不自由な方が、白杖をもって、とても歩きにくそうにしていたということを発言しましたならば、早速取り組んでいただいたんだなということ、この場を借りて、御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

あと、教えていただきたい点が2点ございます。資料2-1の2ページですか。「ひとづくり」、「学ぶ機会の充実」の⑤なんですけれども、29年度と30年度をみますと、子どもの数の多い盛岡がなぜ入らないのかなという単純な疑問と、九戸とか二戸で取組が活発なのは何か事情があるのかなという疑問でございます。

それから、前にも出たと思うんですが、4ページの「まちづくり」(4)道路に書いてございますけれども、点字ブロックの件です。前に、映画館通りの話も出ましたけれども、私、河南公民館に月に2回ほど行くのですが、通るたびに胸が痛いのは、道路がきれいに白とベージュとで2色で素敵なんです。

ところが肝心の点字ブロックが濃く黒なんです。保育士をしているのですが、子どもに言わせれば灰色ではなく、黒なんです。何で目の不自由な方に対し、あの色にしたのだろう、予算の関係で絶対直せないものなのか、非常に通るたびに胸が痛むんです。この話は、前の協議会で映画館通りとあわせて出ましたけれども、やっぱり、景観も大事ですが、子どもさんや目の不自由な方やいろいろな方が、安心して歩くためには、何のためなのかというのが、そもそもデザインの段階で間違っていたんじゃないのかと、それがとても悲しい思いをしています。以上でございます。ありがとうございます。

(狩野会長)

ありがとうございます。では、まず発言の方を先にさせていただきます。小笠原委員さん。

(小笠原委員)

公募委員の小笠原純子です。今日私が着てきた服は、赤くて年齢に合わなくて恥ずかしいくらいなんです。東日本大震災からもう8年目になりましたが、これは、当時、海外から援助物資で来た布です。

それを、今、手作りする人たちが仲間で集まって、こういう服を作って、値段で言えば1万円を下回るくらいで販売しているものです。こういう服を作る仲間が増えた理由に、沿岸部から内陸の方に住居を移したりして、今までいたところから離れたことによって、集まって何かしたいという人たちが増えてきたということに通じると思います。

それを先に言いましたが、本題は、12月15日の岩手日報に、バスの優待券の記事を目にしてから考えたことです。今日、大きくコピーしてきました。その日は、15日の年金支給日ですが、土曜日でしたので、14日に年金が出ています。その14日にたまたま私も肴町界隈を歩いていました。ぞろぞろと、私のような年齢の人が歩いていました。

「バス優待券乗り放題」という見出しですけども、自分が外に出て歩くということ、何か目的をもって家から出ることに気持ちが弾みます。そういう時に、お出かけパスというものに、生きるということについて、記事を見て考えました。

記事の中にもありますが、「使い放題」という言葉はちょっと悲しいものだなと思います。本当に70歳以上の方が、出掛けるとするのは、家を出るための段取りをして、精一杯の人の気持ちというのが感じられるからです。病院に行くのも、自分の足で乗り物に乗って行けるということは幸せなことなのです。

誰かが付くとか、タクシーを使うのはお金もかかる場合もあることを考えると、優待パスというの

は、大変、利用価値が大きいと思います。

私の知っている青山に住んでいる人は、IGR を使って盛岡駅に来て、100 円バスを使って、市内に来ます。自分なりの心得を持っていて、高齢でもしっかりしていたいと話していました。食事時間になれば何か食べて帰りたい、普段よりはちょっと違うものを買っていきたい、寒くなるから防寒具を買いたい、買い物をする、自分も満足する、病院へ行って薬をもらったり、やるべきことをやる、というふうに、高齢の立場としては、バスは大変ありがたいと思います。

盛岡市の取組とありますが、資料のページにあるように、バスの車両補助を出すということは、運行しているバス業者だけではなく、公共交通機関として行政も関わっているわけですから、このことについては、私たちはできるだけ継続してほしいという気持ちをもっていたら、1月23日の記事では、「いい形で継続」という記事が出ました。

私は矢巾町ですが、矢巾町でもデマンドタクシーの取組が考えられていることが、町の議会便りに出ていました。バスは赤字になっているので、必要最小限の予算で交通の足を確保するという世の中になりますが、それはこれからの取組ですけれども、これは盛岡市だけの問題ではなく、大きく言えば日本中の問題、岩手の問題と感じています。このことについて、いろんなどころにある、交通バス運行対策ということについて、これからの取組に期待します。以上です。

(狩野会長)

ありがとうございました。二つの意見がありました。先に発言の方お願いいたします。

(高橋(幸)委員)

聴覚障害者協会から来ました高橋といいます。8ページの「社会参加」の③、岩手県障がい者補助金の給付金の中で、「聴覚障がい者に対して行動範囲が広がる」ということで、どういうことなのか、聴導犬もいるのか具体的にお聞きしたいと思います。

(障がい保健福祉課大坊障がい担当課長)

補助犬の中には、盲導犬、聴導犬、介助犬としまして、いずれも対象となります。

(高橋(幸)委員)

聴導犬があるということは、1年に1回、通知はいただいておりますが、事業がありますよ、ということが終わっているんです。これはどういうことなのか、具体的に分からなかったのもう少し教えていただきたいなと思います。あと、何か考えがあるのかということについてお伺いしたいと思います。

(障がい保健福祉課大坊障がい福祉担当課長)

この事業を利用しまして、補助犬の給付を受けたい方に対して、県で補助しているものですが、毎年度予算を確保して実施しています。毎年、市町村を通じて、対象者の募集をしまして、その時に、必要があれば、市町村の方に申し出させていただきますと、県の方に書類が届き、対象者を決めて補助するという事になっているものです。

(高橋(幸)委員)

その補助犬を使って、どのように生活ができるのか、いくらぐらいかかるのかとか、犬をいただくまでの時間がかかるのかなど、聞こえない皆さんも分からないので、そこをもう少し具体的に聞きたいなと思ったのです。

(障がい保健福祉課大坊障がい福祉担当課長)

これまで、盲導犬の例が圧倒的に多いので、盲導犬の例で説明させていただきますと、申し込みを受けて県の方で決定しましたならば、盲導犬を育成している協会が仙台とか札幌の方にあるんですけ



れども、そちらの方で訓練を受けていただいて、犬と御本人のマッチングのようなものをしていただいて、調った段階でその費用について、県の方から給付します。その後犬と生活していただく流れになっていまして、期間については、その人それぞれですので、一概には言えないところですが、半年ぐらいかかるのかなというところがあります。

(狩野会長)

よろしいでしょうか。

(高橋(幸)委員)

では、もう少し後で具体的にお伺いしたと思います。

(狩野会長)

あといかがでしょうか。山下委員。

(山下委員)

御質問申し上げたいことが1点です。資料の5ページの30年度の取組状況の欄の、上から5つ目、「協会内にいわてバリアフリー観光情報案内所を開設」のこの点について、この「バリアフリー観光情報案内所」で得られる情報は、外国語にも対応していますか。

(狩野会長)

回答をお願いします。

(高橋(勉)委員)

観光協会でございますけれども、追加で資料をお配りしていますが、まず、ホームページの中で、各宿泊施設でどのようなバリアフリー対応をしているかということ日本語で紹介しております。ただ、施設の対応状況の具体的な話となりますと、施設に直接聞いていただくことになってくるので、各施設の方に問い合わせさせていただく、という流れになってまいります。

あと、協会の中で、英語で回答できるスタッフがいますので、簡単な、導入部分の御紹介は、電話などをいただければ提供できる形になっています。

(狩野会長)

いかがでしょう。

(山下委員)

その英語で対応できる方がいらっしゃるの、例えば、何かあればお問い合わせくださいというような情報は発信しておられますか。

(高橋(勉)委員)

基本的には英語で照会がきた時に対応するということで、英語について積極的にというのは、やっていません。

(山下委員)

すみません、何度もお尋ねしたのは、障がい者、高齢者等のバリアフリーということで、ここに取り組があるのでと思いますが、当然、高齢者で、外国人で観光に来るとか、障がいがあって外国人で観光に来る人たちもいます。問い合わせをしても良いのであれば、情報全部が外国語に対応していなくとも、「問い合わせしていただいたら対応できます」ということだけでも外国語になっていないと、全部日本語で、「問い合わせが来たら対応できます」では、それは日本語で情報が出ているた

め、問い合わせが良いと思うことすらできないので、御検討いただけたら大変ありがたいなと思います。

(狩野会長)

これは開所したばかりですね。

(高橋(勉)委員)

昨年の12月から始めているという段階でもございますので、さらにその辺は参考にして進めさせていただきたいと思います。徐々に充実させながら、ということで、全国的にもなかなか外国人のバリアフリーという形で進めているのは、ある程度レベルの高い取組になりますので、参考にさせていただきながら進めたいと思います。

(山下委員)

ありがとうございます。

(狩野会長)

私も開所直後にお邪魔させていただいて、本当は来年度ぐらいから始めるのを前倒しでやってらして、いろんな御指摘あると思うのですが、これからの期待していきたいと思います。また、いろんな御意見いただければいいのかなと思います。

では、佐々木委員さん。

(佐々木委員)

県の商工会女性部の佐々木と申します。4ページのところなんですが、「まちづくり」の「公共施設」のところの、29年度の実績、①のひとにやさしいまちづくり条例の市町村の事務処理委託というところに該当するかどうかわからないのですが、様々な資料を拝見していて、公共施設に対する改修であるとか、新築に対するバリアフリーであるとかユニバーサルデザインとかを取り組んだ建築物を提供するような内容の文章になっていると思います。

例えば新築については、現行の条例に合致するような建物の基準をクリアしなければ、建築確認がおりないとか、完了検査が通らないとかあると思うのですが、既存の建物に関しては、この冊子の指針を拝見していて、18ページのところに公共的施設建築物のところの、「イ」のところでは、

「民間の公共的施設の特に既存の施設については、資金面の負担が大きいことから、改善が十分に進んでいません」と、「民間の」というところがあるんです。例えば「ウ」にも係ることかもしれませんが、公共的施設のバリアフリーに対する改善を必要かどうかというのは、何かアンケートとかをとって、この建物は必要だとか、そういう基準みたいなものがあったら、教えていただきたいんです。

(狩野会長)

たぶん建築住宅課さんでしょうか。基準はあることはあるのですが、いわゆる公共建築物に規定されていて、努力義務と、絶対やらなければならないとかありますね。

(建築住宅課高橋主任主査)

県土整備部建築住宅課の高橋と申します。よろしくお願いいいたします。そもそもひとにやさしいまちづくり条例の、県、市町村の地方公共団体の建てる建物は、ひとにやさしいまちづくり条例の協議から除かれています。詳しいわけではありませんが、公共団体が建てる建物は協議をしなくても、基準に近づけるということで、協議から外れていると理解しておりましたけれども、民間の方が協議をしなければならないとなっていて、地方公共団体が協議をしなくてもよいということであれば、そういう考えなのかと思っておりました。

(佐々木委員)

はい。ありがとうございます。ここに書いてある通り、年度末に市町村からの集計だったり、実績だったりするものが、報告されてくるということですか。

(建築住宅課高橋主任主査)

そうですね年度末というのは、市町村にひとまち条例の協議書を出して、県内に 11 カ所ある広域振興局の土木部及び土木センターの建築指導課で、市町村で受け付けた書類を揃っているかなど審査しまして、職員がひとつひとつ、100 項目以上を、建物によっては該当する、しないがありますが、適合しているか、申請者がつけてきた○×のチェックを図面でもって本当に適合しているか判断します。適合していないという×があれば、出来るだけ適合していただくよう、もしできなければ、できないという理由等を確認しまして、もし予算が足りないというのならば将来的に努力してくださいとお願いしています。

残念ですが、バリアフリー法の法律の方では、全部適合でなければ、建築確認はおりませんので、全部適合しなければなりません、条例の方は努力義務なので、将来的に改善するようにお願いしております。

(佐々木委員)

この箇所に関しては、理解しました。公的機関である施設のところで、感想ということで聞いていただければ結構です。なぜ私がこのことを言ったかといいますと、これだけ、バリアフリーであるとか、ひとにやさしいまちづくりをして、高齢者あるいは障がいのある方、子育て、女性に対するフォローをしましょうと様々なことを協議されている中で、私がちょっと思ったのは、事例として申し上げるのは大変申し訳ないのですが、去年、商工会議所で女性会の団体の方で、1,500 人規模の大会がございまして、県の商工労働観光部の方にも、市の方にもお力添えをいただきまして、素晴らしい大会をさせていただきました。

会場がマリオスで、1,500 人の会場を私たちの団体自体が使うこともなかったものですから、勉強不足だった点、反省すべき点はあったのですけれども、マリオスの会場が、非常に健常者向けにできているんですね。

階段が非常に多いです。あと、エレベーターの数が少ないです。サインボードも少ないです。この階がいまどこの階になっているのか、このホールがどこにあるか、指針にもトイレのマークは一目瞭然となるように、書いてあるのですが、1,500 人の方々が、全国から来る方々が、70 代、80 代の女性も多いものですから、階段を使わないように、工夫をしました。マンパワーで、できるだけ階段のところを少なくするように御案内したのですが、健常者向けのホールだなという印象を受けて、二日間会議をさせていただきました。

でも、全国の方たちは「歩けるくらい元気だから、気にすることないのよ」とおっしゃってくださって、すごく盛岡、岩手を褒めてくださって、帰ってくださったんです。

改修工事をするという基準が、先ほどおっしゃったように、内部の行政の方がするのではなくて、やはり使われている方々の声を反映させるような、改善の建物であったり、改善の必要性があったりというのも、条例とは違うかもしれませんが、一つ考えてもらえればと思います。

とても素晴らしい建物なんですけれども、ちょっとお年を召した方には使いづらいホールだったのかなという印象を受けました。改善するところをマリオスに、ということではなく、そういうところを把握した上で、1,500 人規模の交流人口を増やして、観光地としても活性化を目指そうと岩手県なのであれば、そういったことも含めて、手厚く、高齢者、障がい者、子育ての方たちにも、1,500 人、3,000 人の規模でも盛岡は対応できるんですよ、そのためにこの会場があるんですよ、というようなところまでのアナウンスができれば、全国でも誇れる土地となることのできるのかなと、昨年 10 月に大会をして思いました。

参考までにとということでもよいと思うのですけれども、こちらの条例で、啓発というか、門を叩くようなものに、この機会になってくれたら嬉しいなど、そういう感想をもったので、お聞かせ願っ

たところでございます。あくまでも意見として聞いていただければと思います。

(狩野会長)

個別の案件ですが、実は基準から言うと、適しているんです。ただ、使いやすいかどうかは、別なんです。きちんとエレベーターは1基あるとなります。基準を作るのも大事ですが、いかに、うまく使いやすくするかというのは、こういう会議の役割だと思いますので、是非、これからもいろんな御意見いただければと思います。

基準とは、最低基準を作るものですから、1,000人も超えると、そういうことも考えて新しいところでは作るのは事実ですので、マリオスも20年以上前の建物になると思いますが、毎年レベルアップしているのは事実ですので、既存のものの改修と、良いものを、細かくやっていければと思います。

ありがとうございました。ここについては、お話ししたいことがいっぱいあるかと思うのですが、あとひとつぐらい、意見があればお聞きして次に進めたいと思います。はい、小笠原委員さん。

(小笠原委員)

先ほど私がお話しした、お出かけパスの使い方、私自身、矢巾から盛岡までに来て、気が付いたのは、お金を出して清算するよりも、パスをずっと見せると、運転手さんは受け止めてくれます。小銭を出したり、前の人は両替したりすれば時間がかかって、そういう意味で、パスというのは、スムーズに行くということと、バスマナーの面で、両替のために立つ人もいなければ、落としたりしたら大変だからパスをつけたりして、そういう面で、自分と、周りの人を考えてくれていると思います。皆さんも見かけた場合は、理解してあげたらなということを提案しています。

(狩野会長)

御意見ありがとうございました。次にいかせていただいて、最後に時間があればまたお聞きしたいと思います。進行させていただきます。

では、3番目に移らせていただきます。協議の(3)平成31年度のひとにやさしいまちづくりの取組(案)について事務局お願いします。

**【事務局(地域福祉課山本主査)から資料3-1、資料3-2に基づき説明】**

(狩野会長)

岡委員お願いします。

(岡委員)

来年度に向けての推進指針の改訂ということで、ここに出ている一番最後の資料の(2)の中の、一つだけ確認したかったのですが、昨年国交省でバリアフリー法改正になりまして、マスタープランという制度が出来ました。このマスタープランの活用ということで、この指針の中にある、従来の市町村におけるバリアフリー法の基本構想の策定推進、なかなかこれが東北の場合だと、進んでいるところと、進んでいないところとあります。ということもあるので、このマスタープラン制度、どのように県の方では、この指針に踏まえまして、市町村等に周知する、もしくは実際にマスタープラン制度をどのくらいの市町村で実際に実施するようなサポート支援というのを考えているのか、というところを一つお聞きしたいと思います。

(狩野会長)

いかがでしょうか。バリアフリー法だと、県土整備部になるのか、福祉課なのか。

(地域福祉課山本主査)

市町村のマスタープラン制度について、どういう状況か、というところまで、まだ把握していないところがございますので、指針改訂の際には、確認しながら進めてまいりたいと考えております。

(狩野会長)

結局、市町村がやっついていかないと、駅とかいけないという前提があるというところですかね。貴重な情報提供ありがとうございます。高木委員さん。

(高木委員)

岩手県PTA連合会副会長の高木と申します。せっかく来ましたので、一つほど、質問意見を言いたいと思います。私、沿岸の大槌町から今日来たんですけども、大槌町は、マスコミでにぎわっているように庁舎が解体されまして、とうとう、昨日完全に解体されました。

今、まちづくりをしていますけれども、一つ問題がありまして、遊具のある公園が全くない。震災前はあったんですけども。ベンチ公園は無数にあるんですけども、子どもたちが安心して遊べる、子育て世代の小さい子どもを持ったママさんが、全く遊具のある公園がないということで、山田町のクジラ公園とか、釜石のコスモス公園ですとか、遊具のある公園にわざわざ出かけていっているんです。

そういう中で、実はPTA及び子育てママを中心にグループを立ち上げまして、行政に言いましたら、危ないので作りません、と即答される感じなんですよ。

いま、住民から声を上げて、遊具のある公園を作ろうという運動をしているところですが、その中で、今日、会議に来て参考になりましたので、子どもだけでなく、お年寄り、障がい者が安心して集まれるような公園にしたいなと思っています。その中で、岩手県のひとにやさしいまちづくりの委員会に際して、我々が何か働きかけたり、行政から、あるいは住民から働きかけることによって、何か動きがある部分があるんでしょうかという質問をしたいと思います。市町村の事なので、無理なのかと思いつつ、聞いてみます。

(地域福祉課 菊池総括課長)

御意見ありがとうございます。この協議会では、大変広い分野にわたって、委員の方に御参加いただいています。それに合わせて県の方も所管課の職員が出席するという形をとっています。御意見について事業化ということも、簡単なことではないのですが、そういったことを視野に入れて検討していくということもあると思います。あとは関係機関が多いので、連携しながら検討していきたいと思っています。

(高木委員)

ありがとうございます。御検討お願いいたします。

(狩野会長)

高橋委員。

(高橋(修)委員)

県の組織の事なので、よくわからないのですが、指針検討委員構成員、行政委員の2ページ目のところで、国体など、こういった組織まだあるんですか。

(地域福祉課 菊池総括課長)

これは前回改訂ですので、平成26年度の時の委員となっています。

(高橋(修)委員)

今回ではないということですね。

(狩野会長)

ページが変わっていたので、分かりづらかったようです。では山下委員。

(山下委員)

新しい委員の構成メンバーを検討されるにあたってですね、ジェンダーバランスも含めて、障がいと性別と多様性の確保を最大限してくださるようお願いしたいと思います。行政委員も、県の関係室課と書かれていますが、条例に性別とございますので、性的指向とか性自認についても、今度の主な視点に入るといふことでの御提案の資料でございますので、男女共同参画担当の課についても、御検討をお願いいたします。

(地域福祉課 菊池総括課長)

御意見ありがとうございます。先ほどお話ありましたとおり、前回改訂時とまた、大きく変わっている点ということもありますので、もちろん、改訂の主な視点に沿って、委員会の構成メンバーも検討していきたいと考えております。

(狩野会長)

ありがとうございます。あとはいかがでしょうか。年度が変わると動き出すのでしようが、これはまた後でお願いしたりとか、全く違う方をお願いされるかは、これから検討されるということで、よろしいでしょうか。

御意見あったところは進めていただくようお願いいたします。では、(4)のその他ですけれども、先ほどのところも含めてですね、言い足りなかったところとか、では、及川委員さんお願いします

(及川委員)

3点ほど、お願いやら、改善点などをお話ししたいと思います。一つはですね、先ほど、点字ブロックの黒又はグレーというのが、最近非常にまた出始めているのですが、これは、建築行政の中で、あるいは道路整備の中では、JIS規格以外はないので、おそらく縛りはないのでしようが、どういう指導をしているのかちょっとお聞きしたい。一歩踏み込んで、その道路整備に関わる視点で、行政が関わらないとだめだなと思って聞いていましたので、即答できない場合は後で構いませんけれども、いまどういう状況になっているのか、その建築整備について、お願いしたいと思います。それがまちづくりの委員会で、県内の実態はどうなっているのかと、先ほどからお話を聞いていて疑問に感じました。これが一つ目です。

二つ目、今度、推進指針の見直しのところでですね、是非、まちづくりの客観性のなかで、老人とか、障がい者とか地域住民がですね、まちに参画しているのか、参加しているのか、出掛けているのか、ということ、アンケート調査の設問の中に是非挿入していただきたいなと思っています。これが、本当に良い県であれば、たくさん、社会に出てくるはずなんですね。車いすを含めて。外国では、車いすもちろん、見えないひともしばしば出ているにもかかわらず、実際は、岩手県内では見かけない、社交場にも出てこないというのが実態ではないかなと推察しているところですが、そんなところの視点の設問も是非お願いしたいというふうに思います。

三点目です。実は、昨年12月7日に、東京都の豊島区で、午前4時半に64歳の全盲の男性が車にはねられて死亡しました。東京都の豊島区の信号機は、音声信号機が付いていました。ですが、夜間早朝に音声信号機が切られていたというのが実態です。なぜそんな早朝に出勤していたかという、出勤時のラッシュ時に迷惑かけたくない、静かな時になれば、自力で、独立歩行で出勤できるという思いで、早朝に出勤していました。ですけれども、交差点の音声信号機が切られていたがために、交通事故に遭ってしまったというのが、現実です。

私たちは、地域住民に寝不足になるような騒音まで大きい音を出してほしいとは望んでおりません。

ただ、早朝とか、夜間、人通りが少ないのが現実です。どなたにも、信号の赤、青を尋ねる術がありません。そういうことから、警察署には、駅周辺など、よく人が行き交うところには、是非、適音の音声あるいは音響を出すことを、地域住民と話し合っていたきたい。もし、理解いただけない場合は、私がお邪魔して、地域住民とお話しします。

こういうことが現実起きています。私たちも、この悲劇はいつか起きるぞと思っていました。社会参加すればするほど、命を落とすというような悲劇を、岩手県では起こしたくないというような、私の思いですし、県内の視覚障がい者の仲間も思っていると思いますので、是非、全県で、音声信号機、音響信号機がどういう状況になっているか、特に早朝、夜間、この状況、後日で構いませんので、お知らせいただきたいということと、早急に調査していただきたいなと思っています。

これは、日本盲人会連合上部団体でホームページに載せています。緊急声明を出しました。今、視覚障がい者の現状は、私もですが、積雪のために迷って迷って、手引きしていただきましたけども、外に出るのが非常に怖いというような状況が現実です。是非、そういった意味で、この3点についてですね、これから取り組むことや、いろいろ行政側として対応すること、いますぐに回答をいただきたいとは思っていませんので、是非、調査、是正方お願いしたいなと思っております。以上です。

(狩野会長)

これに対して、事務局いかがでしょうか。

(道路環境課 東城主査)

道路環境課の東城と申します。先ほどの点字ブロックの件につきましては、昨年度お話をいただいて、対象である盛岡市の方に提供はさせていただいております。盛岡市については、今回頂いた御意見については今後活かしていきたいということなんですが、今現時点で、設置しているものについては、今すぐ対応できるかという点については、即答できないということ、伝え聞いております。先ほど、なぜそういった色を使っているかということなんですが、採用に当たっては、景観に配慮して使っているということまでは聞いてございます。

(地域福祉課 菊池総括課長)

2点目のモニターアンケートの件については、担当課と調整をしてですね、検討していきたいなと思います。3点目の音声信号機の件につきましては、警察の方に話をして、実態把握なり、相談、協議したいと思います。

(狩野会長)

では、伊藤委員さん、お願いいたします。

(小林事務局長 (伊藤委員代理))

手をつなぐ育成会からまいりました、小林と申します。知的障がいの代表として参りましたので、知的障がいの立場で若干、お話させていただきたいと思っております。ひとにやさしいまちづくりの推進につきまして、各課の皆様方に御尽力いただいていることに感謝申し上げたいと思っております。3点ほどお願いです。

一つ目は、先ほど、高橋委員もおっしゃったように、防音というか、住宅助成についてですが、精神を入れるのであれば、発達障がいも知的障がいも、皆、入ってくるのではないかという気持ちがあります。そこは、要介護限定なんだろうと思いますが、知的も忘れないようお願いいたします。

2点目でございますが、建築の関係で、県の公共施設の整備で様々な意見交換が行われているのは、承知しております。例えば、検査室と書いてありますが、障がい者は読めません。ルビを振っても分からないと思うんです。そこは何をする部屋なのかを書いてもらうとか、マークを付けるとか、いい方法があればと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、県の方から、通知、文書等いろいろいただいておりますが、障がい者本人の会で、いわて

青空の会というのがございます。いわて青空の会会長に来る文書が、手をつなぐ育成会会長に来る文書と同じなんです。ただルビを振っているだけなんです。それをそのまま、いわて青空の会の会長に見せても分からないと思います。こっちでかみ砕いて伝えるので、あまりに文書が来るので、担当者に向けてメールしまして、頼むのでかみ砕いてほしいとお願いしたら、一枚紙に書いてくれて、わざわざルビを振って出してくれて、分かりやすかったです。本当に感謝申し上げたいと思います。今後ともそういう対応をお願いしたいと思います。

また、各障がい者団体と、県との意見交換会があるのですが、そこに回答が書かれてくるんです。いわて青空の会からも出すんですが、親の会が出したような質問への回答が来るんですね。それをそのまま本人に渡して分かるわけがない。ルビは振ってあるんですけども、分からないと思いますので、本人の立場に立って、ひとにやさしい文章をお願いしたいと思います。

(狩野会長)

知的であるとか、発達障がいであるとか、先ほどの精神障がいであるとか、これまでどちらかという身体中心でやってきたのですが、配慮、ソフトも必要なことだと思います。今の事に対しては、文書の出し方とかいかがでしょうか。

(障がい保健福祉課大坊障がい担当課長)

御意見最もということで、反省しております。かみ砕いた文書ということで、どこまでできるか、完全に理解していただけるようにできるか分かりませんが、少なくとも、健常者の方とは違う文書で分かりやすくしなければならぬと思います。意見交換会の回答につきましても、少なくとも、青空の会さんから出てきた御質問に対しては、御本人の立場に立ったわかりやすい回答ということで来年度から改善してまいりたいと思います。

(狩野会長)

よろしいでしょうか。いろいろと御意見ありがとうございました。言い足りなかったこともあるかとは思いますが、事務局の方に連絡いただいてもいいかと思っております。私の方の担当の議事の4つにつきましては、ここで終了したいと思います。皆様御協力ありがとうございました。この後は事務局にお返ししますのでよろしくお願い致します。

## 6 その他

(地域福祉課阿部生活福祉担当課長)

御審議ありがとうございました。議題の6その他でございまして、若干時間はございますけれども、なにかもしあれば、よろしいでしょうか。

それでは、本日の協議会の結びとしまして、八重樫部長からコメントをいただきます。

(八重樫部長)

本日はそれぞれのお立場から貴重な御意見を伺わせていただくことができました。本当にありがとうございました。皆様の生の声を県の取組に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、ひとにやさしいまちづくりの推進に当たって、本日御説明申し上げたとおり具体的な推進方向として、5つの「まちづくり」、「ひとづくり」、「ものづくり」、「情報・サービス」、「社会参加」の取り組みを柱として進めているわけですが、「まちづくり」の課題ということで、公共的施設であったり、あるいは視覚障がい者の誘導ブロックの道路であったり、住宅の話、あるいはバスの外国語表記等観光地、様々なまちづくりの課題も御指摘いただきましたので、今日御説明したとおり、平成31年度はひとにやさしいまちづくり推進指針の改訂がございまして、是非、推進協議会での議論等をしっかり反映させていただきながら、ひとにやさしいまちづくり条例で目指しています、すべてのひとが個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される地域社会づくりを目指していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い致します。



本日はありがとうございました。

## 7 閉会

(地域福祉課阿部生活福祉担当課長)

以上をもちまして、平成 30 年度ひとにやさしいまちづくり、推進協議会を閉会いたします。来年度も引き続きよろしく願いいたします。誠にありがとうございました。